

「新型コロナウイルス感染症」に関する保険商品のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、当社の保険商品における保険金・給付金、ご請求時のお取り扱い、付帯サービスについて、以下のとおりお知らせいたします。

1. 保険金・給付金のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症で治療を目的とされたご入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。検査により陽性と判定されたか否かにかかわらず、ご加入契約に規定された所定日数を満たした入院の場合、お支払対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合には、「死亡保険金」のお支払対象となりますが、感染症による所定の「災害死亡保険金」はお支払対象外となります。

2. ご請求について

給付金のご請求には、簡単かつ迅速な請求手続きが可能な「給付金らくらく請求」をご利用いただけます。「給付金らくらく請求」は、公式ウェブサイトからオンラインで行う方法と、コールセンターへの電話で行う方法があります。請求に必要な書類はオンラインでアップロードでき、郵送でのやりとりを省略することが可能です。

書類によるご請求も可能です。

「給付金らくらく請求」の詳細は、こちらのページでご覧いただけます。

給付金らくらく請求のポイント: <https://www.manulife.co.jp/rakuraku-seikyu>

3. 付帯サービスについて

対象商品に付帯している「メディカルリリーフ(プラス)」の「メディカルほっとコール 24」はティーペック株式会社が提供する電話健康相談サービスで、新型コロナウイルス感染症に関するご相談も承っています。医師・看護師などの相談スタッフが、年中無休・24時間常勤体制で被保険者さまご本人とご家族に関するご相談に対応いたします。

「メディカルリリーフ(プラス)」のご利用についての詳細と対象となる商品については、こちらのページでご確認いただけます。

付帯サービスについて: <https://www.manulife.co.jp/medicalrelief>

(ご参考)ティーペック株式会社の対応方針

厚生労働省より各都道府県衛生主管部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っております。新型コロナウイルス感染症の疑い定義にあてはまるものは、「帰国者・接触者相談センター」を案内する事としています。

「新型コロナウイルス」は、まだ解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿って、感染経路・潜伏期間などは「コロナウイルス」を参考にしたり、感染予防については一般的な回答になっています。